

答 申 第 270 号
令和元年10月11日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、令和元年10月10日付け岐阜市子支第555号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）等の改正に伴い、幼児教育・保育の無償化が実施されているところ、子ども未来部子ども支援課（以下「子ども支援課」という。）においては、国の交付金事業に基づき、私立幼稚園に通う低所得の世帯の子どもや第3子以降の子ども等の保護者が負担する給食費について、補足給付費（副食材料費を対象とした補助金）を支給する事業（以下「事業」という。）を実施する予定である。

事業では、補足給付費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）に対して事業に関する案内書及び申請書の送付を行うことを予定している。

については、支給対象者の抽出に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、子ども支援課が保有する施設等利用給付認定台帳及び児童扶養手当受給資格者名簿の情報、財政部市民税課が保有する市県民税課税台帳の情報、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報並びに福祉部生活福祉一課及び生活福祉二課が保有する保護台帳兼世帯名簿及び支援給付台帳兼世帯名簿の情報を利用目的以外の目的のため利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

(1) 施設等利用給付認定台帳による個人情報

保護者及び子どもの氏名、子どもとの続柄、住所、郵便番号、施設等利用給付認定の区分、電話番号、利用する私立幼稚園

(2) 児童扶養手当受給資格者名簿による個人情報

保護者及び子どもの氏名

(3) 市県民税課税台帳による個人情報

保護者及び子どもの氏名、住所、世帯構成、世帯員の生年月日、世帯員の市民税課税状況及び市民税課税金額

(4) 住民基本台帳による個人情報

保護者及び子どもの氏名、住所、世帯構成、世帯員の生年月日、続柄

(5) 保護台帳兼世帯名簿、支援給付台帳兼世帯名簿による個人情報

保護者及び子どもの氏名、住所、世帯構成、世帯員の生年月日、世帯員の生活保護受給状況及び支援給付受給状況

3 意見

適当なものと認める。